

合同会社 K-power entertainment に対する行政処分等の内容

1 行政処分等の内容

(1) 法律第8条第1項に基づく業務停止（18か月）

訪問販売に関する次の業務を、2023年2月17日から2024年8月16日までの間、停止すること。

ア 訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に係る役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に係る役務提供契約を締結すること。

(2) 法律第7条第1項に基づく指示

ア 今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について愛知県に報告すること。

イ 違反行為の再発防止策を講じ、コンプライアンス体制を構築した上で、これらを同人の従業員に周知徹底するとともに、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について愛知県に報告すること。

(3) 条例第13条の3に基づく勧告の内容

販売目的の隠匿、重要事項の不実告知、アポイントメントセールスによる強引勧誘を行わないこと。

2 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり旧法及び条例に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 勧誘目的の不明示（旧法第3条）

当該事業者は、求人サイトのアルバイト募集に応募した消費者に対し面接を行った後、自主制作映画のオーディションを受けさせ、その合格を伝え、本件役務提供契約の締結を勧誘しているが、本件契約の勧誘に先立つ、アルバイト面接の日時を伝える電話またはメールの段階から消費者がオーディションの結果を聞くため当該事業者に再度出向く段階まで、一貫して消費者に対し、有料レッスンの役務提供契約の締結について勧誘する目的である旨を明らかにしていない。

(2) 契約書面の記載不備（旧法第5条第1項・旧省令第3条）

当該事業者は、事務所において消費者と本件有料レッスンの役務提供契約を締結したとき、役務の提供を受ける者に対して本件役務提供契約の内容を明らかにする書面を直ちに交付していたが、当該書面に架空の責任者を記載しており、代表者氏名を記載していない。

(3) 不実告知（旧法第6条第1項第7号）

当該事業者は、有料レッスンの役務提供契約の締結を勧誘するに際し、自主制作映画

の予定がないにもかかわらず、「作ることが決まっている」「出演は必ずできる」「出演者はみんなレッスンを受けてもらう」などと、有料レッスンを受講すれば映画に出演できるかのように告げている。

(4) 目的隠匿型誘引後の公衆の出入りしない場所での勧誘（旧法第6条第4項）

当該事業者は、有料レッスンの役務提供契約の締結についての勧誘をするためのものであることを告げずに、電話またはメールもしくは直接誘引した消費者に対して、公衆の出入りする場所以外の場所であるマンションの一室にある事務所において、本件契約の締結について勧誘を行っている。

(5) 迷惑勧誘（旧法第7条第1項第5号・旧省令第7条第1号）

当該事業者は、事務所において有料レッスンの役務提供契約の締結について勧誘する際、消費者が別の人に相談したいと言っても「人に相談せずに自分で決められない様だったら何もできない」「親に電話してもどうにもならないよ」「親には絶対言わないで」などと執拗に勧誘を続け、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っている。

(6) 販売目的の隠匿（条例第13条第1項第1号、条例施行規則第2条第1号）

上記(1)の事実と同じ。

(7) 重要事項の不実告知、断定的判断の提供（条例第13条第1項第1号、条例施行規則第2条第4号）

上記(3)の事実と同じ。

(8) アポイントメントセールスによる強引勧誘（条例第13条第1項第1号、条例施行規則第2条第8号）

上記(5)の事実と同じ。

3 勧誘事例

以下のURLから県民生活課Webページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.aichi.jp/press-release/tokusyouthou20230216.html>